

横植協会 02-13号

令和2年7月21日

## 横浜植物防疫協会からのお知らせ

各 位

横浜植物防疫協会

045-201-2378

お知らせ第13号を送信します。

### 【新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた生果実等の輸入検査について】

新型コロナウイルス感染症の世界的なまん延のため、生果実等の条件付き輸入解禁品目に対する輸入検査について、代替措置を行う国（地域）、対象品目及び輸入検査時の抽出数量について、本お知らせ-02-4号及び02-10号でお知らせしたところですが、新型コロナウイルス感染症の拡大が継続していることから、別添のとおり代替措置を行う国（地域）対象品目がさらに追加された旨、消費・安全局植物防疫課より（一社）全国植物検疫協会を通じて通知がありましたのでお知らせします。追加された品目は、ベトナム産ティエウ種れいしの生果実です。

なお、今回の取り扱いについて、ご不明な点がございましたら、最寄りの植物防疫所にお問い合わせ願います。

以上

(別添)

新型コロナウイルス感染症のまん延に係る代替措置を行う国（地域）、対象品目及びそれらの輸入検査時の抽出数量

(傍線部分は追加部分)

国（地域）	対象品目	輸入検査時の抽出数量
アメリカ合衆国	ネクタリン、せいようすももの生果実	現在の抽出数量の2倍
アルゼンチン	グレープフルーツ、スウィートオレンジ（バレンシア種、サルスティアーナ種、ラネラーテ種及びワシントンネーブル種）、レモン、エレンデール、クレメンティン、ノバ、マーコットの生果実	現在の抽出数量の2倍
インド	マンゴウの生果実	現在の抽出数量の2倍
オランダ	おらんだいちご、とうがらし、トマト、なす、ぶどうの生果実	現在の抽出数量の2倍
台湾	パパイヤ、マンゴウ、ポンカン、タンカン、リュウチン種のスウィートオレンジ、れいし、ぶどう、ヒロセレウス・ウンダーツスの生果実	現在の抽出数量の2倍
中華人民共和国	れいしの生果実	現在の抽出数量の2倍
パキスタン	マンゴウの生果実	現在の抽出数量の2倍
フィリピン	マンゴウ及びパパイヤの生果実	現在の抽出数量の2倍
ベトナム	ヒロセレウス・ウンダーツス、ヒロセレウス・ウンダーツスとヒロセレウス・コスタリケンシスとの交雑種、カッチュー種のマンゴウの生果実、 <u>ティエウ種のれいしの生果実</u>	現在の抽出数量の2倍
アメリカ合衆国	さくらんぼの生果実、むぎわら及びかもじぐさ属植物の茎葉、ばれいしよの生塊茎	現在の抽出数量の1.5倍
オーストラリア	スウィートオレンジ、レモン、インペリアル、エレンデール、マーコット、ミネオラ、グレープフルーツ、ぶどう、指定地域で生産されるカンキツ属の生果実	現在の抽出数量の1.5倍
カナダ	むぎわら及びかもじぐさ属植物の茎葉、とうがらし、さくらんぼの生果実	現在の抽出数量の1.5倍

コロンビア	イエローピタヤ、トミーアトキンス種のマンゴウ、ハス種のアボカドの生果実	現在の抽出数量の1.5倍
南アフリカ共和国（スワジランドを含む。）	スウィートオレンジ、レモン（スワジランドは除く。）、グレープフルーツ、クレメンティンの生果実	現在の抽出数量の1.5倍
ニュージーランド	りんごの生果実	現在の抽出数量の1.5倍
ハワイ諸島	ソロ種パパイヤ、ケイト種及びヘイデン種のマンゴウの生果実	現在の抽出数量の1.5倍
ペルー	ハス種のアボカド、うんしゅうみかんの生果実	現在の抽出数量の1.5倍